

**建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定
新旧対照表**

改 正 後	改 正 前
建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定 〔平成19年 5 月18日 島根県告示第447号〕 〔略〕 1 ～ 5 〔略〕 6 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 〔削る〕	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成19年6月20日から施行する。 1 ～ 5 〔略〕 6 適用の除外 次のいずれかに該当するものについては、この告示の規定は、適用しない。 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4) 法第97条の2第1項の規定により置かれた建築主事又は同条第2項の規定により置かれた建築副主事（いずれも浜田市及び江津市に置かれた者に限る。）がつかさどる事務に係る建築物</u>